

プラスワン【見舞金制度】会員規約

■用語のご説明

〈全見舞金共通〉

保険契約者 株式会社ベネフィット・ワンを言います。

被保険者 プラスワン会員本人を言います。

対象施設 日本国内に所在する、プラスワンに加入したスポーツクラブが保有または運営、管理し、被保険者が利用する施設・建物（建物の所在する敷地内の駐車場・駐輪場を含みますが、被保険者が搭乗する自動車（送迎バス含む）、自転車は含まれません。）を言います。

〈傷害の見舞金〉

事故 対象施設内において、急激かつ偶然な外来の事故の直接的な結果によって、被保険者がその身体に被った傷害（ケガ）を言います。

入院 医師（注）による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院、診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することを言います。（注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師を言います。

通院 医師による治療が必要な場合において、病院、診療所、または接骨院・整骨院に通い、医師もしくは柔道整復師（注）の治療を受けることを言います。治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のための通院、整体・針灸は含みません。（注）被保険者が柔道整復師である場合は、被保険者以外の柔道整復師を言います。

〈盗難の見舞金〉

盗難 対象施設内（スポーツクラブが保有、運営、または管理する駐輪場以外の駐輪場は含まず）において発生した対象物に対する強盗・窃盗等のうち、盗難届を提出して警察に受理されたものを言います。

■保険金をお支払いする場合

〈傷害の見舞金〉

- ① 保険期間中に対象施設において発生した外来性のある急激かつ偶然な事故の直接の結果として、被保険者が事故の日（傷害を被った日を言います）から180 日以内に死亡または後遺障害（厚生労働省：労働者災害補償保険法施行規則別表第一障害等級表の、障害等級第1 級～第5 級）が生じた場合に、死亡・後遺障害見舞保険金をお支払いします。
- ② 保険期間中に発生した外来性のある急激かつ偶然な事故の直接の結果として、被保険者がその身体に傷害を被った結果、入院または通院した場合に、入院見舞保険金または通院見舞保険金をお支払いします。

【ご注意くださいこと】

- ・ 入院見舞保険金の支払対象日は、重複して通院日には含めません。
- ・ いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院あるいは通院に対しては、入院見舞保険金、通院見舞保険金を支払いません。

・ 被保険者が、一つの事故に起因する入院見舞保険金及び通院見舞保険金が支払われる期間中に、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しては入院・通院見舞保険金を支払いません。

〈盗難の見舞金〉

・ 対象施設において盗難が発生した場合に、被保険者に盗難見舞保険金をお支払いします（対象物の個数・本数によらず、対象物種類単位にて、保険金額をお支払いします）。

■保険金をお支払いしない主な場合

〈傷害の見舞金〉

- ① 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害
- ② 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置による身体障害
- ③ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛で他覚症状（注）のない身体障害、または疲労の蓄積等、急激性のない傷害（いわゆる「テニス肘」等）
（注）他覚症状とは…理学的検査、神経学検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- ④ 原因の如何を問わず、疾病および既往症
- ⑤ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間に被った身体障害
- ⑥ 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上バイクを含みます）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競走、興行（いずれもそのための練習を含みます）をしている間に被った身体障害

〈盗難の見舞金〉盗難の対象物が対象施設の外部にある間に生じた盗難

〈全見舞金共通〉被保険者が、弊社が指定する書類を、弊社に提出しない場合。

■保険金の請求について

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。この場合、当社があらかじめ認めた書式により提出しなければなりません。

- ① 見舞金（保険金）請求書
- ② 医師の証明書（入院日数または通院日数を記載したもの。ただし通院日数7 日以内の場合は病院名記載の領収証（写しでも可））。もしくは柔道整復師の証明書（通院日数を記載したもの。ただし通院日数7 日以内の場合は整骨・接骨院名等記載の領収証（写しでも可））。
- ③ その他当社が必要と認める書類
 - ・ 保険金の請求にかかる書類の取得費用については、保険金支払い可否にかかわらず、全て被保険者の負担とします。
 - ・ 被保険者が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しな

かったとき、もしくは事実と異なる記載をしたとき、もしくはその書類もしくは証拠を偽造あるいは変造した場合は、当社は保険金をお支払いしません。

■保険金のお支払いについて

- ・ 原則として、請求完了日（不備のない請求書類一式が到着した日）からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
- ・ 事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、追加の書類もしくは証拠の提出または協力を求めることがあります。

■個人情報の取扱い

・ 株式会社ベネフィット・ワン（保険契約者）は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行等を行うために取得、利用します。また、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、レスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについてはレスキュー損害保険株式会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。また当保険はプラスワン自動付帯のため、保険証券は発行いたしておりません。

以上

《お問い合わせ》

ご加入内容・ご請求についてのお問い合わせ

株式会社ベネフィット・ワン：0800-111-8090

（平日10：00～18：00、土・日・祝日、年末年始を除く）

団体傷害見舞金保険

引受保険会社

レスキュー損害保険株式会社：0570-200-375

（平日10：00～17：00、土・日・祝日、年末年始を除く）

2023 年3 月17 日制定

文書番号RC03-013 2023.03